

会 議 録

会議の名称	第2回 環境審議会みどりの基本計画策定部会（第11期）		
開催日時	平成28年（2016年）10月31日（月） 16時00分～18時20分		
開催場所	公園管理事務所会議室（大門公園内）	公開の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可
事務局	環境部 公園みどり推進課 環境部 環境政策課	傍聴者数	1人
公開しなかった理由			
出席者	委員	田中晃代委員、上甫木委員、吉村委員、野村委員、廣田委員	
	事務局	脇山環境部長、井藤環境部次長、柿本環境部参事 中村公園みどり推進課長、三川主幹、樋上課長補佐、梅田技能主任 澤坂環境政策課長、東田主査、小林主査	
	その他	株式会社プレック研究所（委託事業者）	
議題	1. 第2次豊中市みどりの基本計画の策定について (1) 構成案の修正について (2) 第1回策定部会の意見を踏まえた骨子案の修正について (3) みどりのまちづくりの方向性について 2. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

議 事 内 容

○開会

- ・資料の確認

委員挨拶

○部会長

それでは、次第に沿って会議を進めていきたいと思えます。事務局から議題1の(1)ということで構成案の修正について資料の説明をお願いします。

1. 第2次豊中市みどりの基本計画の策定について

(1) 構成案の修正について

事務局より資料1、参考資料3について説明

○部会長

基本計画の構成案について、皆様に審議をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員

修正後の構成案の第3章で「みどりの方向性」から「みどりのまちづくりの方向性」に変更した理由について説明があればお願いします。

○事務局

「みどりの方向性」ではみどりの何の方向性なのかかわりにくいため、みどりのまちをつくっていくという意味で、「みどりのまちづくり」と改めました。

○委員

これは「みどりの基本計画」が、本市の何に寄与するかということを示すものと考えます。みどりというのは、まちづくりの一部として考えられているのだろうかという疑問があったため質問をしました。実際の内容によって、この名称で良いか判断できると思えますので、今は質問に留めさせていただきます。

○部会長

何かこれに対してご意見等ございますでしょうか。

○委員

委員が言われるように、計画の中身の議論を踏まえて、ネーミングの議論をすることで良いと思えます。

(2) 第1回策定部会の意見を踏まえた骨子案等の修正について

事務局より資料2、参考資料1～2、4～7について説明

○部会長

意見対応表のところで委員名が書かれていますのでご確認いただいて、前回の意見が正しく表記されているのか、もう少し違う修正が望ましいのではないかと、といったご意見がございましたらお聞かせいただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

○委員

前回の策定部会の際に、1章、2章のところで少し時間的に余裕がなかったので次回に発言させていただくとした内容についても、併せて発言させていただきます。

参考資料4について、後ろ48ページから順に発言させていただきます。前回、私から「みどりの質の向上」に関する発言をしていますが、私が考えるみどりの質の向上とは、少し違うと思っています。資料に追記していただいたような沿道緑化などの視覚的効果が高いみどりとは少し違います。今まで、緑被率については、まとまったみどりがなくなってきているといった議論がされていましたが、今回は緑被率が増えたわけですが。緑被率は幹が太くなるにつれて増えているが、まとまったみどりは減っているといった中で、ただ既定のパーセントを満たすだけでなく、例えば生物多様性の高いみどりの固まりなど、そういった質の向上を目指さなければならないといった趣旨のことを主として申しあげたかったのです。それは、視覚的効果や維持管理の質の向上とはギャップがあります。原稿の記載を否定するわけではありませんが、このようなニュアンスのことを記載していただきたかったのです。

また、資料2の34番の意見について、公共のリーダーシップについての意見ですが、現行のみどりの基本計画ではこのリーダーシップを発揮するため、公有地については私有地よりも高い緑被率を目標にし

ており、これをリーダーシップという認識で私からも発言していました。

それから、参考資料4の46ページの冒頭にコミュニティ形成・社会貢献活動の促進機能と記載されていることについて、これはコミュニティだけではなく、それ以外のものも含めているという説明だったと思いますが、私としては、企業が社会貢献するならわかりますが、地域のコミュニティが取り組むような活動に社会貢献というのは少し違うのではないかと思います。地域活動や市民活動、市民公益活動という表現があると思いますので、そういった表記に見直した方が良いのではないかと思います。また、この話と関連して、新たに加筆いただいた46ページの下段落の方でNPO法人の団体や事業者といった表現が出てきていますが、NPO法人だからできるといったものではないので、環境団体か市民団体かわかりませんが、NPO法人に特化した書き方にするのは違うのではないかと思います。また、前回、市民参加と市民協働の話をしました。今回、参考資料4の42ページの10行目、18行目にだけ市民参画という言葉が使われています。これはなぜでしょうか。参画という協働とも参加とも違う言葉を用いた理由を説明していただきたいと思います。市民参画、協働で統一できるのであれば統一してはいいかがでしょうか。

○部会長

それでは委員からのご指摘についてご意見をいただきたいと思います。まず参考資料4の48pの③のところで、公共施設の緑化はリーダーシップとしての役割がありますが、もう少し表現を変えるということでしょうか。リーダーシップとしての役割をもう少し明確に表現した方が良いのではないかと思います。

○委員

リーダーシップの発揮は公共施設の緑化だけでなく、みどりの保全・創出についてもリーダーシップを示すという表記にしてほしいという意見でした。

○部会長

模範となるようなという表現ではないということでしょうか。

○委員

もし、これが私の申し上げたことだとするなら少し足りない気がします。この模範は、こういう樹木を植えた方が良いですよといったガーデニング的なものを指すのか、どの模範のことを指しているのかわかりません。みどりの保全・創出については入っていない気がします。

○部会長

これはいかがでしょうか。何の模範になるみどりにするのかということですが、何かご意見はございますか。

○事務局

主は公共施設の緑化なので、ガーデニングだけを対象にしたものではなく、草花緑化や樹木緑化などを公共施設の中でお見せできるかと思いますが、分野を特定している訳ではありません。今のご意見から、公共のリーダーシップはみどりの保全・創出自体も模範を示していくべきではないかという意見でもあるかと思いますが、「模範となるような」という言葉の位置を「みどりの保全・創出」の前にするという意見と解釈をさせていただこうかと思います。

○部会長

後ろの方に緑化とともに効果的・効率的な管理や効果的な活用方法を検討しますと書いてあるので、保全や創出だけではなく、活かしたり、育てたりということを含めているのでしょうか。

○事務局

単純にみどりを保全・創出するだけでなく、市民に良い状態を見せる工夫が必要だと考えています。そういった見える緑化が模範になるのではないかと考えています。

○委員

もともと現在の計画であれば、公有地は3割、民有地は2割の緑化を目指しています。公共施設の建て替えや民有地の緑化を進めていくのであれば、この考え方を引き継ぐことが模範であると考えます。単なるみどりの保全・創出だけでなく、それを含めて模範になる必要があると思います。これらが引き継がれているのであれば、先ほど事務局が言われたような、前に持ってくるという表現の問題かもしれません。

○事務局

表記をどこに持っていくのかということも含めて、見てきれいだと思うような緑化やみどりの保全

をしていくことで模範とならないといけないと思いますので、今のご意見を踏まえた中で検討させていただければと思います。

○委員

48ページにまとめが1から8まで並んでいるのですが、3番、4番、6番の内容に重なりがあり、再整理が必要だと思います。3番目は人間にとってのみどりの効用・活用方法の視点、4番目は生物の保全についてどうするかといった視点、6番目は緑被や緑視といった平面的な担保と垂直的な見え方の担保の視点、それから公有地や民有地の両方の側面からそれぞれ考えられていますので、ポイントを整理した方がわかりやすいと思います。他のところは比較的、市民参画であるなどわかりやすいですが、みどりの質などについては、3、4、6は再整理をした方が良いと思います。イメージとしては、人間、生物、平面的、垂直的のまとめ方ができるのではないかと、私は考えています。

○部会長

ご指摘を参考にして修正してください。

そうしましたら、参考資料4の46ページについては、委員の方で社会貢献活動はNPOが取り組むには違和感がある言葉ではないかというご指摘がありました。例えばNPOが取り組むとうことであれば市民公益活動や市民活動という表現が適するのではないかという意見、NPOに限定せず、NPO以外も含めた活動の表現が望ましいというような意見がありました。これについてはいかがでしょうか。

○事務局

この場でもふさわしい言葉があればご意見いただきたいと思っています。こういった活動なのでどういった表記にしたら良いのか、コミュニティ政策課にも意見を伺いたいと思います。

○部会長

NPO法人の法人を取るということもありますか。

○委員

確かに法人を取るのは良い方法です。

○部会長

ご指摘のとおり、修正いただければと思います。

それと、参考資料4の42ページのところで参画という言葉を使った意味があればお聞かせいただきたいと思っています。

○事務局

前回のご意見の中で市民参画という言葉を提供したからというものもありますが、公園の施設の更新については、市民からの意見も反映しながら整備を進めていき、その後の維持管理については市の方で進めていくものです。つくる過程の中で市民に参画していただいているので、こういった公園整備については市民参画という言葉がふさわしいかと思っております。

○部会長

つくるという過程を含めた場合には参画としているとのことで、一緒に計画を進めていくなど、方針を決めていくというところでは参画という言葉を使っているということですが、この言葉を使っているのはこの場所だけです。委員、これは使う意図を確認するだけでよろしいでしょうか。

○委員

参加と参画の違いをあえて分けたことのイメージができませんでした。今の事務局の回答を聞いていて思ったのは、本当に参加と参画をあえて分ける必要があったのかと疑問は残りました。書くのであれば、もう少し市民がどう参画したのかを明記してはどうかと思います。

○部会長

これについて他にご意見ございますでしょうか。検討していただければと思います。

○委員

市民参画による公園施設の更新は、どの程度を想定しているのでしょうか。いわゆる公園のリニューアルなのか、施設の使い方の変更なのか、大々的な改造か部分的な改造かもあると思います。公園施設の更新は小規模というイメージですが、どれくらいのものを想定しているのでしょうか。

○事務局

ここでは、更新は遊具をイメージしています。古くなった遊具を置き換えるとき、行政で遊具を決めてしまうのではなく、市民の意見を踏まえて更新していくというイメージです。

○委員

公園施設長寿化計画というのには、意味としては文章の一番後ろまでかかっているのでしょうか。安全点検までか、更新を行っていますまででしょうか。

○事務局

更新を行っています、というところまでかかっています。

○委員

そこまで良いのでしょうか。10年も経つと、周りの公園の使い方など、商業施設が張り付いたり、公園に求められる中身も変わってくると思います。単に長寿命化というのではなく、中身も周りのニーズが変わっていく中で見直していくという、公園の在り方の可能性まで踏み込んでほしいと思います。

○事務局

課題に示した内容は、委員が仰ったことをイメージした内容になっています。

○委員

ここでは、そこまで記載できていないと思います。

○委員

このページについては、公園施設というより設備という意味に感じます。

○委員

そう感じるので、そういうレベルだけではなく、どこまで行かという話もあり、もう公園を新しくつくことはほとんどないと思いますが、量的には満足されているわけですので、公園というのは中身が変わっていったほうがいいと思います。それにはまさしく周りに住んでいる市民が参加していくべきだと思います。

○委員

市民にヒアリングしているのですか。

○事務局

広く一般の皆さんに聞いているというよりは、例えば、1つの公園で遊具の置き換えをするとなったときに、その地域の自治会の皆さんに市の方から聞いています。もちろん事前に市民の方から要望が挙がってくることもあります。

○委員

たまたまですが、私の会社の近く道路ができて、そこに街路樹がなかったのですが、会社の方が要望したら、市が街路樹を植えてくれました。それが、1年もしないうちに枯れてしまい、枯れたことを言ったら、また植え替えてくれました。このようにこちらからアプローチした場合も参画という気もします。

○部会長

豊中は自治会の加入率が50%切っている状態です。その中で、自治会だけを対象として意見を聞くというのはどうかと思います。もう少し広い利用者、もちろん公園の周辺の人たちになるのですが、子どもやPTAも含めるなどの対応は今後必要ではないかと思っています。

○委員

それは、とても大変なことだと思います。

○部会長

公園が一番もめやすく、地域はナーバスに話し合われます。他からの意見が出るのは、好ましくない感じですが、どういう人たちを集めてどのように意見を聞きながら、先ほど委員が仰った公園の在り方を考えるというのは、とても重要なことだと思います。

○事務局

本市では、街区公園と呼ばれる地域に密着した規模の公園がほとんどです。そうなるとある程度公園の近くに住む住民の意見を伺うのが良いかと思しますので、近隣住民が中心になりがちです。ただ、総合公園などのように規模が大きければ、もっと広い範囲で意見を取り入れるのが良いかと思します。

○委員

都度に応じてヒアリングする対象が変わったりするのですか。

○事務局

今は、基本的に自治会がベースになります。

○委員

今の関連で参考資料4の46ページ17～23行に具体的な事例を書いています。まさしく、ここに示してあることが、取り組んでいくべき公園の方向性であると思います。今後、いろんなテーマを持った人たちが公園を利用していく中で、公園もそれに合わせてリニューアルしていくことでより使いやすくなります。また、そういった人たちの参画でつくり変えていくといったものを受け入れるような記載があっても良いと思います。先ほどの公園のリニューアルというのはこういう意味合いです。

○部会長

そうすると参画という言葉が重要になってきます。

○委員

そうです。ワークショップなども重要です。

○部会長

今までの議論を踏まえながら他に意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。前回、例えば、都市計画マスタープランに関連したご意見や財政資料についても提示がありました。これもご確認いただければと思いますが、いかがでしょうか。事業費の推移に関しては委員からの要望でした。

○委員

コメントがないので判断が難しいです。人件費が入っているのかも不明です。先行取得が0だったり1億だったり差が激しくなっています。それから公園維持管理などの区別が不明です。この審議会で議論する内容はこれらの事業費とイコールになるのでしょうか。それともこれらは一部なのでしょうか。

○事務局

公共用地先行取得事業は土地の取得のことですが、その年度ごとに応じて必要性が変わるので、年度によって差が生じることがあります。全体では毎年これくらいの推移にはなりますが、毎年決まった額の予算があるわけではありません。また、ここには人件費は入っていません。公園維持管理事業はつくられた公園の維持管理をしていくもので、公園整備事業は遊具の更新やトイレの設置などの整備事業になります。

○委員

改善活動ということですか。

○事務局

施設の改修です。だいたいこれぐらいが全体の必要な予算であると考えています。

○委員

年度初めはこの予算の使い道が行き当たりばったりということではなく、ある程度見えているということですか。それとも突発的な市民意見への対応に対して余分にとってあるのでしょうか。

○事務局

予算要求ではそういった余分の予算は取れません。例えば、工事などで入札を行った場合は、落札金額により予算に余裕ができる場合があります。市民要望のうち早急な対応が必要な場合、この予算を使って対応しています。

○委員

この審議会では予算が必要な事業が出てきた場合、次年度予算に検討しようという話になるのでしょうか。それとも審議会はそこまでの話はしないものですか。

○委員

審議会では大きな方向性を示して必要な事業があれば取り入れることを検討してくださいということはありませんが、具体的な数字の話まではしないものです。

○委員

例えば、絶対的なみどりが不足しているという話が挙げた場合、次年度以降の緑化予算を確保することはありえますか。

○事務局

必要であれば行うことがあります。

○部会長

公共施設の適正化計画とも連動していて、維持管理の費用が掛かりすぎてしまい、こんなに掛ってしまふならやめましょうという話になってしまった場合、みどりも減ってしまいます。そういうことも考えると維持管理をどうしていくかはとても大きな問題だと思います。この時期、いろいろな自治体で適正化計画が出てきているので、今回、予算を提示いただけたことも踏まえると、検討を進められると良いと思っています。あと予算の話は委員いかかでしょうか。

○委員

プライベートな話で恐縮ですが、2、3年前、スポーツ施設のネーミングライツに応募しており、少しお金を支払い弊社で名前を付けさせていただきました。豊中市の公園のすべてにそういった取組みを進めたらこの程度の予算はできてしまいます。例えば、カナダの公立博物館は夜にはレストランになるのです。何でこんなところでレストランをやっているのかというと、予算がないから稼いでいるという話らしいです。こういう取組みは今後考えられると思います。予算は重要ですので、それを審議会では横に置いておくというのではなく、予算が無いのであればそれでオープンにさせていただいて差し障りないと思います。他の審議会でも言っていますが、出てきたのは今回が初めてです。

○部会長

対応が早いということです。こういうことも資料を見ながら議論していきたいと思っています。あと都市計画マスタープランの資料が出ていますが、これについて質問された方は委員です。

○委員

拝見していますが、この後の3章と関連して質問させていただきたいと思います。

○委員

1つ質問があります。資料2の5ページの21番に修正の赤字で記載された文書について、委員が仰ったことに対する修正だと思うのですが、生物多様性の記載で、上位性のある生物という表現がわかりにくいと思いました。

○部会長

上位性というのは具体的にどういったものになるのでしょうか。

○事務局

食物連鎖の上位ということになります。ワシやタカなど食物連鎖の上の方にいるような生物が生存できないような場所というのは、下の方の生物が十分にいないからだと言われています。上位性がある生物がいるということは下の方にいる生物も豊かであるということに使っています。

○委員

資料2の2ページの9番目ですが、防災の記載を変えていただき、公園が防災拠点であることは記載されているのは良いのですが、私が前回に話したのは、公共施設と一体的に整備していくような方向を語るべきということでした。部会長が言われた公共施設の適正化計画がどうなっているか不明ですが、それらとうまく連携したような、公共施設の集約などの一言で良いので加えてほしいと思います。

○委員

必要な空間に対してどれくらい確保されているのかという現状は、どのような感じなのでしょうか。

○委員

それについては、参考資料4の45ページに記載があります。私も委員と同じ疑問を持っていたのですが、安全な暮らしを支えるみどりの現況図の中に赤字で広域避難所などが示されています。適材適所に設けられているのですが、皆さんが避難できるのでしょうか。シミュレーションはしているのでしょうか。

○事務局

それについては所管が違っていて、詳細を把握していません。

○委員

500m圏内であったり、すぐに逃げ込めるところがあるなど、もう少し点在している構造が必要ではないかと思います。

○委員

その他とグレーの記載があるのは、老人福祉施設など、そういった施設なのですか。その他というのは何でしょうか。

○事務局

まさしく老人福祉施設などのコミュニティ施設です。

○委員

まだ不足しているのですか。

○事務局

不足しているか、充足しているのかは、今のところ把握していません。

○部会長

防災計画で決まっている範囲内であれば問題ないと思いますが、高齢者や障害者にとっては行きにくいところもあるのではないかと思います。場所が近くにあればあるほど弱者にとってはありがたいという話はあるかもしれません。

○委員

ちゃんと安全が確保されているかという問題です。所管が違うという話ですが、防災拠点として都市公園は重要な位置づけですので、防災拠点として公園が充足しているかの検討をしていただきたいと思います。防災としての視点から何か新しくつくらなければいけないなど、ここはやはり整理整頓する必要があると思います。あるいは、生産緑地の解除がされるが、防災としての活用についても検討しておくが良いと思います。

○部会長

避難経路の緑化なども次回までにご確認ください。また、少し文言の変更もお願いいたします。

○委員

参考資料4の5ページの対象とするみどりについてという定義なのですが、みどりの基本計画におけるみどりの範囲はどこまでなのでしょう。この後、生物についてたくさん出てきています。公園みどり推進課の事業は、ほとんどが計画の対象となるとの話が前回ありましたが、単なる樹林、樹木だけではなく、生物や樹種、生物多様性の国家戦略や地域戦略の内容なども含めるのでしょうか。それとも別途作成するため、ここには入れないのでしょうか。このあたりの整理をしていただきたいと思います。

これに関連しますが、庁内意見による修正として参考資料4の15ページの4～7行目に波線が引いてあるところです。ここも具体的に社会動向として生物多様性の重要性が示されていますが、ここでは示すだけなのか、生物多様性についてみどりの基本計画にどう位置づけられるのか、こういったところを少し考えていただきたいと思います。参考資料4の40ページの生物多様性保全機能というところは、キツネ、タヌキ等たくさん書いてありますが、植物は2、3種しかありません。みどりというものにたくさんの種があって、緑被率を上げるために全部杉の木だけで埋めれば良いわけではなく、みどりにいろいろなもののバランスがある中で、豊中をより豊かなみどりにするために豊中市は緑被率ではなくみどり率を採用していると考えています。それであるなら、なおさらみどりというものが、ただのみどりではなく、生物多様性などを含めてどんな質のものにしていくのかということということが重要で、今後の議論にも影響してきますので、生物多様性地域戦略に関連したことを章立てで記述したりするのか、別途作成したりするのかを示してほしいと思います。

あと、豊中百景の表記が出てくるのですが、豊中百景の中にあるものでも現在なくなっているものもあり、

また、豊中市史の自然編で多くの植物が示されていますが、それが今、どれだけ減っていたり、どんな状態になっているなど、2章や冒頭で触れられないのでしょうか。社会動向の中で豊中百景や豊中市史の現状は書いてありますが、変遷についても触れるべきだと思います。アジェンダ 21 の資料を使っても良いので、この2つを1章、2章で示してはいかがでしょうか。

○部会長

ご質問の1つは、みどりの範囲がどこまでを対象にしているかについて、もう少し生物多様性との関係を明確にしながら、みどりの範囲・対象を参考資料4の5ページのところに書くということでしょうか。

○委員

生物多様性については、豊中市の意向を踏まえてどうするべきかということになるかと思います。少なくとも参考資料4の5ページの3行だけでは定義が不足していると感じます。

○部会長

これについてはいかがでしょうか。

○事務局

対象とするみどりですが、動物や昆虫なども密接な絡みがあり、そういったものも大切になるということはもちろんありますが、一般的なみどりの対象は、公園や学校などのオープンスペースなどもある一定の担保性もあるので記載追記して良いと考えています。参考資料4の15ページ(3)後段にも書いていますが、生物多様性については、密接に関わりがあるため、こういったことも基本計画には書いた方がよいという指針もあります。エコロジカルネットワーク、みどりの連続性を確保していくという考え方、配置方針については今後示していくこととなります。また、前回お話が合ったような普及啓発についても施策の中で示していくことを考えています。

○委員

参考資料4の15ページの文章を読むと、みどりの基本計画で生物多様性を記載する場合、地域戦略も兼ねるといったことはないのでしょうか。

○事務局

その指針の中で、生物多様性の地域戦略の策定は、みどりの基本計画に書いてあっても、妨げるものではないという書き方があり、基本的には地域戦略とは別物と理解しています。ただ、対象はみどりとするのですが、対象とする空間の中に生存する生き物、樹林樹木についても生存する場所がありますので、そういった観点を書いていきたいと思っています。オープンスペースについては、その観点が抜けているところもあるので検討していきたいと思っています。

○委員

生物多様性を本市で取り扱えるものなのでしょうか。

○委員

場所なりにということになりますが、都市地域では限界があります。人為的な手の加わり方の程度によって、最大限の生物多様性保全の取組みを考えていくということだと思います。自然地域のものをそのまま都市地域に適用するというのは無理な話だと思います。

○委員

どこまで取り組むか難しい話です。ワシやタカは飛行機があるから無理があるなど、そのあたりはどうでしょう。生物多様性は話も大きいし、根源的でどこまで入れるべきなのでしょう。

○委員

本来は、地域戦略と基本計画は別であるべきですが、今のところ豊中市はその辺を重んじていないので、今回は内包してはどうかと提示されています。とりあえずは前面に出すのは難しいが、みどりの定義については、もう少し丁寧に書く方がよいのではないのでしょうか。

○委員

ハードだけでなく、ソフトについても触れて良いかと思います。

○部会長

参考資料4の5ページのところに委員が仰ったようなことを書き入れることが大事だと思います。

○委員

豊中市としては地域戦略をどうしようと考えているのでしょうか。いずれつくるつもりなのか、つくる予定はないが、その代わりに基本計画に入れて済みますか、そこは確認しておきたいと思います。

○事務局

後者と考えています。

○委員

先ほどの上位性の食物連鎖の話は、ピラミッドで言うと土壌の微生物から空気までを言っているので、地域戦略をつくるつもりでないのであれば、生物の定義を一通り示してくださいという話になります。そうであれば、豊中市としてこの計画に生物の定義について示すということになります。

○事務局

そういう話かもしれません。

○委員

そうであれば、本当に計画の対象がこのみどりの定義だけで良いのか疑問です。いずれ地域戦略をつくり、この計画には生物多様性に関連する程度のもを記載するとのことであれば理解できますが、位置づけはしないが、この計画に豊中の生物を定義するのであれば、今のままでは不十分です。

○事務局

定義については、もう少し再考させてください。

○部会長

みどりの歴史のようなものを入れ込むべきではないかというお話がありましたが、目次を拝見するとみどりの変化というところには入れる余地がないのかと思いますが、どこに入れるべきでしょうか。

○委員

3章やみどりのネットワークについての基礎データとして使えるかどうかですよね。これまでにあったような良い風景が無くなったなどのデータについて、その資料がうまくみどりを復元するなどの使い方ができるかどうか。そのような形で使えるのであれば非常に有意義だと思います。

○委員

使うべきだという意味ではありますが、まずは、前段として触れていただきたい。

○委員

みどりの質について、多様な生き物が生息できる場の復元であったり、消失したみどりを復元するなどの記載につながれば良いと思います。

○部会長

今のお話は、章を進めていく中で検討していければと思います。

(3) みどりのまちづくりの方向性について

事務局より資料3、資料4、資料5について説明

○部会長

ありがとうございます。それではご意見がありましたら、時間が限られていますので、簡潔にお願いします。

○委員

たくさんありますが、どうしても言いたいところだけを言わせていただきます。まずは都市計画マスタープランに、自然環境とありますが、みどりの将来像などに自然環境という表現が入ってこないのでしょうか。

それから、最も言いたいのは、緑被率の目標について、なぜ現行計画は17%なのに、15%なのでしょう。先ほどの説明では不十分だと思います。少なくとも今回の計画では17%で大丈夫だと思います。長期目標のところでは20パーセントとされていたはずですが、今回それが掲げられていないことも疑問です。例えば15パーセントという数字が10年後はこの数字でないと無理だけど長期的には20パーセント

ントを目指すのであれば、その説明で理解が得られると思うのですが、そういったことがなく、ただ15パーセントとするのはいかがなものかと思います。また、公有地、民有地の目標についても示さないのでしょうか。

次回事務局にお願いしたいことが2点あります。平成17年から現状まで、大きな自然の固まりは減ったけど1.3パーセント緑被率が増えました。そうであれば、これから10年後に15.0%を超える計算になりますよ。新しく植えなくてもシミュレーションでどれだけ増えるか、10年後のシミュレーションを宿題としてお願いしたいと思います。あと、緑視率について説明する資料をもう少しつけていただきたいと思います。緑視率を算定する場所の選び方などによって25%で良いかどうかなどを判断することになるので、説明不足だと思います。

○部会長

これについて同じようなご質問がありましたら、お願いいたします。

○委員

17%を設定したときの考え方の根拠があると次回活かしやすいかと思います。長期目標としての考え方の基礎が変わっているのか、一緒に良いのかどうかを判断できます。同じく、緑視率のガイドラインで地域の拠点となる鉄道駅や商業施設を参考にとありますが、住宅地域が圧倒的に多い中で、住宅地域の緑視率の考え方が見えづらいので説明をお願いしたいと思います。

○委員

私は委員と逆の立場での考え方を示したいと思います。一人あたりの公園・緑地面積が現状維持とあるのですが、将来的に今現在の公園がすべて維持されるということを前提に現状維持とあるのでしょうか。

○事務局

都市公園法について担保されているものは現状維持と考えています。

○委員

今のご回答で納得するのですが、実際、本当にそうなのでしょうか。将来的に人口減少や財源不足などでどうなるかわからないと思うのですが、都市計画法でも変更手続きは可能と思っています。

○事務局

先ほどの回答の補足になりますが、借地公園が徹々たるものですが存在します。こういったところは、土地所有者の意向により返却しなければなりません。今の都市公園法では廃止する場合は、同等の公園を近くに確保すれば廃止することができます。そういう場所がないと今の都市公園法でも廃止はできませんので、そういう意味でも担保はされるものだと考えています。

○委員

人口にも左右されるのではないのでしょうか。

○事務局

大きな要因となります。

○部会長

他には何かありますでしょうか。都市計画マスタープランとの関係は次回で良いでしょうか。

○委員

次回でも結構です。

○事務局

骨子案1章2章は肉がありますが、それ以降は骨だけの状態ですので、次回肉を加えた形で、配置方針も加えた中でご審議いただきたいと思っています。

○部会長

今回は時間をかけてしまい、申し訳ありませんでした。今回は残りの審議できなかつたものをしっかり審議したいと思っています。以上で部会を終わります。